

第3次学校適正規模・適正配置実施方針(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	(案) 該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正
1	2 「第3次学校適正規模・適正配置実施方針」について	学校教育のさらなる充実・発展をさせていくために、学校、家庭・地域、行政の連携が必要である。 特に真砂第五小は、団地総会や地域の各種行事などが実施され、地域の中心的な役割を担っているばかりか、避難場所や避難所、津波避難ビルなどの防災拠点としても、最重要な施設となっている。 この方針の決定が、そのまま学校の統廃合の決定でないことは承知しているが、粛々と実行に移される可能性も危惧している。 教育面だけでなく、地域の核である学校という視点でも検討する必要があり、地域に十分な説明を行ったうえで、方針を決定すべきである。	小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域交流の場等、様々な機能を持ち合わせ、地域コミュニティにおいて重要な役割を有しています。 このことから、学校適正配置の検討にあたっては、保護者や地域住民に適切な情報提供と十分な説明を行うとともに、地元代表協議会においても、子どもの教育環境の改善を中心に協議・検討を行っていただきながら、学校の有する様々な機能や地域の実情にも配慮した地域全体の方向性について合意形成を図っていただくこととしています。	—
2	3 千葉市における学校の適正規模・適正配置の基準(2) 通学距離の基準及び通学区域の設定	「通学手段についても柔軟な対応を検討します。」とあるが、意味がよくわからない。公共バスを使う場合だけでなく、スクールバスを出すことも視野に入れるのか、地域で子どもたちを送り迎えする新たなシステムを開発するのかなど、想定できることをいくつか盛り込んで、地元ともじっくり協議することを文言に入れたらどうか。	公共交通機関の利用だけではなく、本市の実態を踏まえて他の通行手段の手法につきましても検討する対象と考えており、「柔軟な対応」と表記しています。 また、地域の実情に即した最適な適正配置を実施するために、保護者や地域住民の方々と丁寧に議論を積み重ねて合意形成を図ることを、「5 取組みの進め方 (1) 基本的な方針」に位置付けています。	—
3	5 取組みの進め方	真砂第五小、高洲第二中の卒業生の親として、居住する真砂第三団地の中に真砂第五小があることから、通学の安全性、団地の諸行事の学校施設利用、災害時の避難場所としても同校はなくてはならない存在であり、廃校になることには賛成できない。 合意形成にあたっては“統廃合ありき”ではない、丁寧な対応を望む。	第3次実施方針は小・中学校の規模の適正化及び適正配置に向けて、学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組みの推進を図っていくために、基準を定めるとともに基本的な考え方や進め方を明示するものであり、特定の学校の統廃合等を定めているものではないとさせていただきます。 その上で、保護者や地域住民の方々と丁寧に議論を積み重ねて合意形成を図ってまいります。	—
4	5 取組みの進め方	実施方針案を拝見すると真砂第五小は高洲第四小と統合、高洲第二中は高浜中と統合を想定しているかのように読みとれるが、通学区域の設定の観点に照らして、いくつもの問題がある。 方針(案)にある「学校と地域の関係を考慮する視点」「地域とともにある学校づくり」の姿勢を堅持して、地域住民への説明会・意見交換会を精力的に実施されることを望む。	第3次実施方針は小・中学校の規模の適正化及び適正配置に向けて、学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組みの推進を図っていくために、基準を定めるとともに基本的な考え方や進め方を明示するものであり、特定の学校の統廃合等を定めているものではないとさせていただきます。 また、策定の基本的な視点を踏まえて定めた「取組みの進め方」に示したとおり、保護者や地域住民に適切な情報提供と説明を行い、関係者間の意識の共有を図ることをより一層に大切にしております。	—
5	5 取組みの進め方(1) 基本的な方針	「教育委員会は・・・主体的に参画します。」とある。 これまでは教育委員会があくまで協議会の動きをひたすら待つという姿勢だったことで、協議が長期間にわたってしまい、地元の負担が大きかったという反省を踏まえての新たな方針と思うので、参画については一定の評価をしたい。 しかし、それがエスカレートして、最初に結論ありきと住民が受け取ることはないように慎重にかつ積極的なアプローチを願う。	これまでの取組みにおける課題であった、地元代表協議会における協議の長期化や関係者の重い負担感の改善に向けて、円滑な合意形成を促進します。 また、保護者や地域住民の方々と丁寧に議論を積み重ねて合意形成を図ってまいります。	—
6	5 取組みの進め方(1) 基本的な方針	「検討段階に応じて適切な情報提供・説明を行い・・・」とあるが、統合のメリットだけを強調すること無く ・統合を拒否した学校の例があること ・少人数学校の良さ ・小規模校と少人数学級の違いについて ・統合校の子どもたちの変化(良いところと悪いところ両方) ・跡施設の活用事例・活用できない事例 以上の話も最初に情報提供を行うようにしてほしい。 また、自治会関係の人が、よく、避難所としての学校がなくなることを懸念するが、それを払拭できるよう、防災拠点としての学校がなくなっても、防災関係の機能が別な形で確保されることは最初に説明しておくべきと思う。	保護者や地域住民と課題意識や改善に向けた見通しの共有を図り、地域における円滑かつ効率的な協議・検討を促進するためにも、御意見いただいた内容なども考慮し、適切な情報提供・説明を行います。	—
7	5 取組みの進め方(2) 基本的な進め方	地元代表協議会の進め方について、早い時期から、グループワークやワークショップを取り入れたり、地域外の先進学校視察に出かける、講師を呼んでくるなど、変化に富んだ協議会を企画することが重要だと思う。 また、分科会を時々自主的に開いたり、懇親会も早い内を開ければ、以後の話し合いがぐっとしやすくなると思う。そのような動きへの誘導は職員が行うと良いのではないかと。	これまでの先行地区での成果や課題も踏まえ、地元代表協議会において、円滑かつ効率的な協議・検討が行われるよう、地域の実情を踏まえつつ、協議会の運営方法を工夫して進めてまいります。	—
8	5 取組みの進め方(2) 基本的な進め方	地元代表協議会の進め方について、協議会の会場となっている公民館が力を発揮すべきではないかと思う。教育委員会職員だけではなく、委員と、どんな進め方がいいかを市民に寄り添って相談しあえるのも、地元の公民館だからではないか。指定管理になって、専門家の色合いが濃くなっていくのだから、公民館職員の力も発揮してほしい。場所貸しだけの公民館からは卒業してほしい。	地元代表協議会へは、教育委員会が事務局として参画して保護者や地域住民の代表である委員と協働で協議・検討に取り組んでおり、丁寧な情報提供、説明、十分な対話を主体的に行うことを通して、地域住民との見通しの共有を図ってまいります。	—

第3次学校適正規模・適正配置実施方針(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	(案) 該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正
9	5 取組みの進め方 (2) 基本的な進め方	地元代表協議会の進め方について、在学中の子どもと保護者は自分の学校がなくなることを認めたくないのが普通だと思う。したがって協議会メンバーには将来その学区に通うことになる、保護者もメンバーに入れたりする方が良い。 また、学区にある自治会の代表が、必ずしも遠い地域とは限らないので、通学距離が長くなる可能性のある地域の保護者か住民も、何らかの形で協議会に参加できる方向で考えて欲しい。	地元代表協議会については、地域の実情を踏まえて保護者や地域住民と協議し、委員を構成することとしていますが、御意見を踏まえて、次のとおり修正します。 【修正】第3段階 第二項目 地元代表協議会の委員は、「学校適正配置(案)」とともに、学校・地域間のバランス、将来の児童生徒への配慮など地域の実情を踏まえて、保護者や地域住民と協議のうえ構成します。	あり
10	5 取組みの進め方 (2)基本的な進め方	「地域における円滑かつ効率的な協議・検討を促進します。」とあるが、地域における合意形成は、丁寧に進めることが肝要であり、効率的という文言は、そぐわないのではないかと。 「地域における円滑な協議検討を促進します。」で十分であると考えられる。	保護者や地域住民の方々と丁寧に議論を積み重ねて合意形成を図っていくことを、取組みの進め方の基本的な方針としています。 「効率的」については、検討の方法や適正配置に関する具体的な選択肢を教育委員会から提示するなどして、焦点を絞った、無駄のない協議・検討を促進するという意図で表記しています。	—
11	5 取組みの進め方 (3) 統合に向けた準備	検討事項として、第2次適正配置実施方針に記載されていた「校歌、校章、メモリアルルーム、新入生への配慮、児童生徒・保護者・教職員の意見把握」が記載されていない。 記載されていなくても、当然検討される事項であると思うが敢えて削除する必要はなく、引き続き記載すべきであると考えられる。	御意見を踏まえて、一部追記しました。 なお、「校歌、校章」につきましては、統合校における一体感を高めるために、新設校開校後に子どもたちや教職員が一緒になって考えることとしております。また、「新入生への配慮」などのその他については、統合準備会の具体的な検討事項すべてにかかるものとして捉えており、他の事項と併記しませんが、十分に考慮してまいります。 【修正(追記)】 ・教育環境の整備やメモリアルスペースの検討	あり
12	7 学校跡施設の利活用 (1) 跡施設の利活用 検討の基本的な進め方	学校跡施設の利活用について、「費用対効果」という言葉があるが、たいへん気になる。すでに美浜区において、2校の学校跡地がマンションや戸建て住宅に様変わりした実績がある。市財政にとって売却処分は、費用対効果は抜群であろうが、近隣住民にとっては最悪の選択肢である。 「学校跡施設の利活用は、…適正配置の取り組みとは、直接的に整合しないことから…明確に区別して進めます」との方針案には賛成できない。“地域とともにある学校づくり”の方針案の観点とも不整合である。地域住民にとって「統廃合と跡利用は一体の関係」であり、切り離して合意形成を進めることは、存続より統廃合に導く市のご都合主義と受け止める。	学校規模の適正化及び適正配置は「子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実」を目的に取り組んでいます。 一方で、「跡施設の利活用」は「千葉市資産経営基本方針」等に基づき、中長期的なまちづくりの視点から、地元の理解を得ながら取組みを進めます。 双方の取組みともに、それぞれの方針等に基づいて適切に進めてまいります。	—
13	—	高洲第四小学校の保護者として、高洲第二中学校は、こじんまりしてアットホームなよい学校だと聞いてはいるが、義務教育課程の9年間で40人にも満たない小さな世界で終えるのは不安を感じる。これが過疎化が進む地方なら、そこに居住を決めた時点で覚悟もするが、通える範囲にいくつも学校が存在し、美浜区は明らかに埋め立ての計画に付随しただけの学区に縛られ、閉じ込められてしまった印象がある。小規模な状況を踏まえて、「高洲第二中学校に行きたくない」という理由で、受験などにより他校に進学する生徒が増えて、生徒数の減少が加速するのではないかと。 たくさんの友人、選べる部活など、統合は大きなメリットがあると感じている。具体的に高洲第二中学校区と稲浜中学校もしくは高洲第一中学校との統合を考えていただきたい。	第3次実施方針は小・中学校の規模の適正化及び適正配置に向けて、学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組みの推進を図っていくために、基準を定めるとともに基本的な考え方や進め方を明示するものであり、特定の学校の統廃合等を定めているものではないとさせていただきます。 取組みの優先度等に基づいて、順次、具体的な検討を進めます。	—
14	—	高洲第四小学校は学年単学級であり、クラス替えがない。卒業後の進学先となる高洲第二中学校も生徒数が少なく、仮に学年単学級となると、9年間にわたりクラス替えのない環境となるため、受験する子も増え始めている。高洲第二中が近くの学校と統合して、人数の増えた学校に通えるよう、統合を進めてもらいたい。	No.13と同じ	—
15	—	真砂第五小学校や高洲第二中学校を優先的に統合する内容が示されている。稲毛海岸・高洲地区の学校適正配置については、平成21年6月に真砂一丁目管理組合が団地建替の推進決議を行ったことから、今後の児童生徒数に大きな影響を与える可能性があるとして、再検討することになっているはずである。その後、管理組合は、団地建替に係る専門委員会を設置し、検討してきたところであるが、この度の実施方針のとおり、団地周辺地域に小中学校がなくなれば、団地建替事業に大きな影響を与え、事業の廃止なども想定される。また、これらにより、真砂一丁目団地の老朽化によるスラム化、及び地域の不活性化の進行が心配である。	No.13と同じ	—